

農家のみなさまへ

ひとりでも、グループでも、
環境こだわり農業に取り組んで

みどり認定

を受けましょう!!



「みどり認定」とは、みどりの食料システム法に基づいた「認定制度」です。「滋賀県みどりの食料基本計画」に基づいて、環境こだわり農業や地球温暖化防止に取り組む計画を知事が認定します。※農産物の認証を受けなくても構いません。

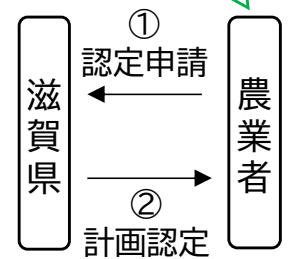
認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。
- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができます。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請も可能です！



みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧はこちら



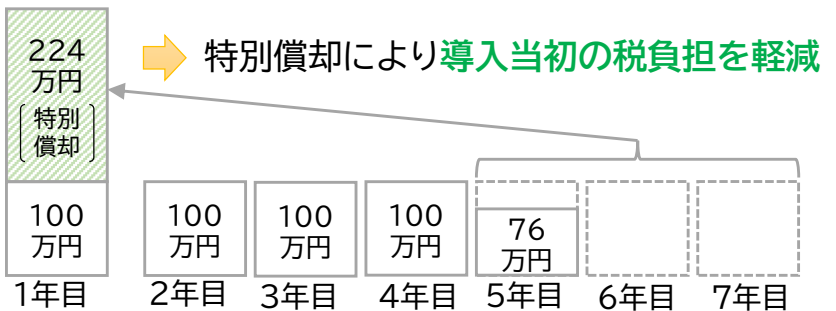
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。
対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

お問合せ先

- 滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課
- 大津・南部農業農村振興事務所 農産普及課
- 甲賀農業農村振興事務所 農産普及課
- 東近江農業農村振興事務所 農産普及課
- 湖東農業農村振興事務所 農産普及課
- 湖北農業農村振興事務所 農産普及課
- 高島農業農村振興事務所 農産普及課

- 電話 077-528-3895
- 電話 077-567-5412
- 電話 0748-63-6126
- 電話 0748-22-7715
- 電話 0749-27-2213
- 電話 0749-65-6613
- 電話 0740-22-6026



対象事業はこちら